

各申請・届出に係る本人確認と訂正権限について

令和4年5月1日

京都府建設交通部指導検査課

(1) 概要

申請様式への押印廃止、なりすまし申請防止及び法令遵守の観点から、各種手続きの際に、来所者の本人確認を実施させていただきます。また、本人確認の実施により、窓口における申請書等の訂正権限についても、整理いたしました。

(2) 対象となる手続き

建設業許可、経営事項審査、解体工事業登録、
浄化槽工事業登録及び特例浄化槽工事業に係る申請及び届出

(3) 施行開始日

施行開始日：令和4年10月1日

(4) 施行後の取扱い

	来所者	本人確認資料(原本)	窓口での訂正	
1	申請人	代表者	①(下記参照)	認める
2		従業員・家族	①+②(下記参照)	認める
3	行政書士	代理人	行政書士証票+委任状	認める
4		代行者	行政書士証票(+委任状)	認めない
5	行政書士 補助者	代理申請 の場合	行政書士補助者証 +行政書士への委任状	認めない
6		代行申請 の場合	行政書士補助者証 (+行政書士への委任状)	認めない
7	その他	代行者	①(下記参照)	認めない

①来所者の本人確認ができるものとして、次のいずれか
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、特別永住証明書、在留カード、
公的機関が発行した免許証及び資格者証(顔写真あり)

②申請者と来所者の関係性が確認できるものとして、次のいずれか
社員証、健康保険証(所属が確認できるもの)、名刺(左記2つがない場合のみ)

○本人確認書類は、申請等の時点で有効なものの原本を御提示ください。

○本人確認できない場合は、申請等の受付はできません。

○本人及び代理人は、窓口での訂正を認めております。ただし、本人以外の第三者が作成した文書(例：実務経験証明書など)については訂正いただけません。

○本人及び代理人以外の者（いわゆる使者）は、窓口での訂正は認められておりません。
申請者が訂正し、再度御提出をお願いいたします（申請者印及び捨印の押印があったとしても同様）。ただし、使者であっても、以下のような不備が軽微かつ明白な場合については、例外的に窓口での訂正を認めております。

（例）誤字脱字、計算ミス、氏名、住所、生年月日、役職名等

【軽微とは】…審査基準に係らないもの

【明白とは】…確認書類等により間違い及び正しい情報が
明白に確認できるもの

○本人確認は、訂正の有無に関わらず、書類の提出時は必ず行います。

確認のタイミングは次のとおり

申請方法	申請例	本人確認の タイミング	備考
来所のみ	許可、経審、解体、 浄化槽、証明書	来所時に確認	
郵送＋来所	許可、解体、浄化槽	来所時（手数料 納入時）に確認	訂正が必要な場合は、来 所時に訂正権限のある者 が行う。
電子＋来所	証明書	来所時（手数料 納入時）に確認	訂正が必要な場合は、来 所時に訂正権限のある者 が行う。
郵送のみ	変更届、廃業届	電話にて確認	郵送のみで受付が完了す るものについては、書類 による本人確認は行わ ず、送付者に架電し、本 人との関係及び届出の意 思を確認する。

(5) その他注意事項

○行政書士以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは、行政書士法違反となります。

○委任状の受任者欄が、行政書士事務所（代表者）である場合、来所者が当該事務所所属の行政書士であっても、当該行政書士は使者として扱います。当該行政書士を代理人とする場合は、復代理人への委任が必要となります。

○復代理人が申請する場合は、委任内容に復代理人の選任が含まれていることの確認と、代理人から復代理人への委任状が別途必要となります。

○行政書士が申請書等を作成した場合は、代理申請・代行申請を問わず、申請書に、行政書士の記名・職印の押印が必要となります。なお、押印する位置は問いません。